
顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受けた
「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 28 年 7 月 19 日

本協会では、本年 7 月 19 日の自主規制会議において、本協会諸規則の一部改正を行った。

本協会では、会員に対する分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について必要な検討を行うため、平成 26 年 5 月に、自主規制会議の下部機関として「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」を設置し、同年 7 月以降 8 回にわたり検討を行い、平成 27 年 4 月に、同ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめたところである。

本規則改正は、上記取りまとめを踏まえ、関係機関と協議のうえ、顧客資産の分別管理監査の業務の種類について、法令遵守に関する保証業務に統一することや同監査の結果の開示の義務化等を行うため、「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正を行うものである。

本規則改正は平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受けた 「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 7 月 19 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、会員に対する分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について必要な検討を行うため、平成 26 年 5 月に、自主規制会議の下部機関として「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」を設置し、同年 7 月以降 8 回にわたり検討を行い、平成 27 年 4 月に、同ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめたところである¹。

今般、上記取りまとめを踏まえ、関係機関と協議のうえ、顧客資産の分別管理監査の業務の種類について、法令遵守に関する検証業務（今般の日本公認会計士協会の実務指針において「法令遵守に関する保証業務」と表現が改められることから、以下「保証業務」という。）に統一することや同監査の結果の開示の義務化等を行うため、「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子²

(1) 分別管理監査の法令遵守に関する保証業務への統一

- ① 会員が受検しなければならない分別管理監査の業務の種類について、保証業務に統一する。（第 2 条第 1 項）
- ② また、「法令遵守に関する検証業務」については、今般の日本公認会計士協会の実務指針において「法令遵守に関する保証業務」と表現が改められることに伴い、同様に改正する（第 2 条第 1 項）。

(2) 経営者報告書の作成等に関する規定の新設

- ① これまで日本公認会計士協会の「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』（平成 26 年 4 月 15 日）」（以下「実務指針第 40 号」という。）において定められている「分別管理の法令遵守に関する経営者報告書」（以下「経営者報告書」という。）について、本規則に移管のうえ、作成を義務づけることとする。（第 2 条第 1 項、参考様式）
- ② 会員は、経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備、運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならないこととする。（第 2 条第 2 項）
- ③ 会員は、上記②の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成し

¹ 平成 27 年 4 月 22 日付会員通知「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめについて」（日証協（自）27 第 17 号）参照。

² 特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員）についても、第 4 条の準用規定により、本改正の対象となります。

なければならないこととする。(第2条第3項)

(3) 分別管理監査の結果の開示の義務化

会員は、公認会計士等から分別管理監査報告書を受領したときは、本規則で定めるところにより、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しについて、公表しなければならないこととする。(第2条第5項)

(4) 本協会と公認会計士等との間で意見交換が行えることの明確化

本協会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、分別管理監査を行う公認会計士等と意見交換を行うことができることを明確化する³。(第3条第4項)

(5) その他所要の改正

上記の改正に伴う技術的な改正を行う。

3. 施行の時期及び猶予期間

- (1) この改正は、平成29年3月31日から施行する。ただし、この改正の施行の日前に改正前の規則第2条第1項の規定による合意された手続業務に係る分別管理監査を受けていた会員については、平成30年3月31日までの間の日を基準日として実施する分別管理監査については、なお従前の例によることができるものとする。
- (2) 上記2.(3)の改正は、平成30年4月1日以後の日を基準日として実施する分別管理監査に係る公表から適用するものとする。

※ なお、日本公認会計士協会から「業種別委員会実務指針第〇号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」の公開草案が公表され、平成28年6月10日から7月11日までの間、意見募集が行われている。

以 上

³ 本協会と公認会計士等との間で意見交換を行うに当たっては、当該会員及び公認会計士等の同意を得ることなどが前提となります。

「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 7 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目的) 第 1 条 この規則は、会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員及び特定業務会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。 (公認会計士等による分別管理監査) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、<u>以下の事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）を作成し、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第〇号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による分別管理の法令遵守に関する保証業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。</u> 1 <u>分別管理の法令を遵守する責任を有している旨</u> 2 <u>分別管理の法令遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任を有している旨</u> 3 <u>監査対象基準日（以下「基準日」という。）現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している旨</u> 4 <u>法令を遵守して顧客資産の分別管理をしていたことを確かめるための手続を実</u>	(同 左) (監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、<u>日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査等」という。）を受けなければならない。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
施した旨 <u>5 前号に定める手続を実施した結果、基準日現在において、法令を遵守して顧客資産の分別管理をしていたか否かの旨</u> <u>6 基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容</u> <u>2 前項に定める経営者報告書の作成に当たり、会員は、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。</u> <u>3 会員は、前項の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成しなければならない。</u> <u>4 会員は、公認会計士等による分別管理監査が開始されたとき及び分別管理監査の結果に係る報告書（以下「分別管理監査報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「公認会計士等による分別管理監査に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。</u> <u>5 会員は、分別管理監査報告書を受領したときは、速やかに、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しを全ての営業所もしくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する方法（事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示による方法を含む。）又はホームページに表示する方法等、適切な方法により、次回の分別管理監査に係る公表までの間、公表しなければならない。</u> <u>6 本協会は、分別管理監査報告書において、会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示することができる。</u> 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本協会の定款その他の規則に違反していた場合 2 顧客資産の分別管理が適正に実施されていない場合 <u>7 前項の改善指示を受けた会員は、当該指</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) <u>2 会員は、監査法人等による分別管理監査等が開始されたとき及び分別管理監査等の結果に係る報告書（次項において「分別管理監査等報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「監査法人等による分別管理監査等に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。</u> (新 設) <u>3 本協会は、分別管理監査等報告書において、会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示する。</u> (同 左) (同 左) <u>4</u> (同 左)

新	旧
示事項に係る改善報告書を本協会に提出しなければならない。 (分別管理の実効性の確保に関する措置) 第3条 本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 1 自己資本規制比率が 120%を下回った場合 分別管理に関する状況等の報告を要求すること 2 自己資本規制比率が 100%を下回った場合 顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。 3 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合 分別管理に関し、監査規則第4条第2号に規定する特別監査を実施すること。 2 前項第3号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。 3 会員は、前項の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。 4 <u>本協会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、第2条第1項の分別管理監査を行う公認会計士等と意見交換を行うことができるものとする。</u> 5 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び日本投資者保護基金に報告する。 (特定業務会員に対する準用) 第4条 第2条及び第3条の規定（第3条第1項第1号及び第2号を除く。）は、特定	(同 左) (同 左) (同 左) (新 設) 4 (同 左) (同 左)

新	旧
業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第2条中「同条第1項及び第2項」とあるのは「第2項」と、第3条第4項中「金融庁及び日本投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。 (本規則の改正) 第5条 本協会は、本規則を改正しようとするときは、金融庁及び日本公認会計士協会と協議するものとする。 (その他) 第6条 本協会は、本規則に定めるもののほか、<u>分別管理監査</u>の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。 付 則 1 この改正は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第2条第5項の規定については、平成30年4月1日以後の日を基準日として実施する分別管理監査に係る公表から適用するものとする。 2 この改正の施行の日前に改正前の規則第2条第1項の規定による合意された手続業務に係る分別管理監査を受けていた会員については、平成30年3月31日までの間の日を基準日として実施する分別管理監査については、なお従前の例によることができるものとする。	(同 左) (その他) 第6条 本協会は、本規則に定めるもののほか、<u>分別管理監査等</u>の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。

(規則第2条第2項による顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する報告書の参考様式)
(参考様式1)

分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 印(注1)

私たちは、〇〇株式会社の経営者(注1)として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則(以下「法令」という。)を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・金融商品取引法施行令第16条の15
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、平成×年×月×日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。(注2)

この手続の実施の結果、私たちは、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。(注3)

以 上

(注1) 経営者とは、取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいうが、外国法人にあっては金融商品取引法第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者(同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。)をいう。

(注2) 一部の手続を実施できなかった場合には、実施できなかった手続の影響によって、以下のどちらかの記載とする。

(文例1)

私たちは、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。・・・・・・・・

この手続の実施の結果、私たちは、平成×年×月×日現在において、上記の事項を除き、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

(文例2)

私たちは、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。・・・・・・・・

この手続の実施の結果、私たちは、上記の事項の影響の重要性に鑑み、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明しない。

(注3) 法令非遵守がある場合には、以下の記載とする。

この手続の実施の結果下記に記載した事項が発見されたため、私たちは、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していなかったことを表明する。

記

法令非遵守の内容を詳細に記載する。 ×××

(参考様式2)

基準日現在の分別管理の法令遵守には影響を与えないが、基準日後、経営者報告書提出日まで、分別管理の法令遵守に重要な影響を与える後発事象が発生した場合

(省略)

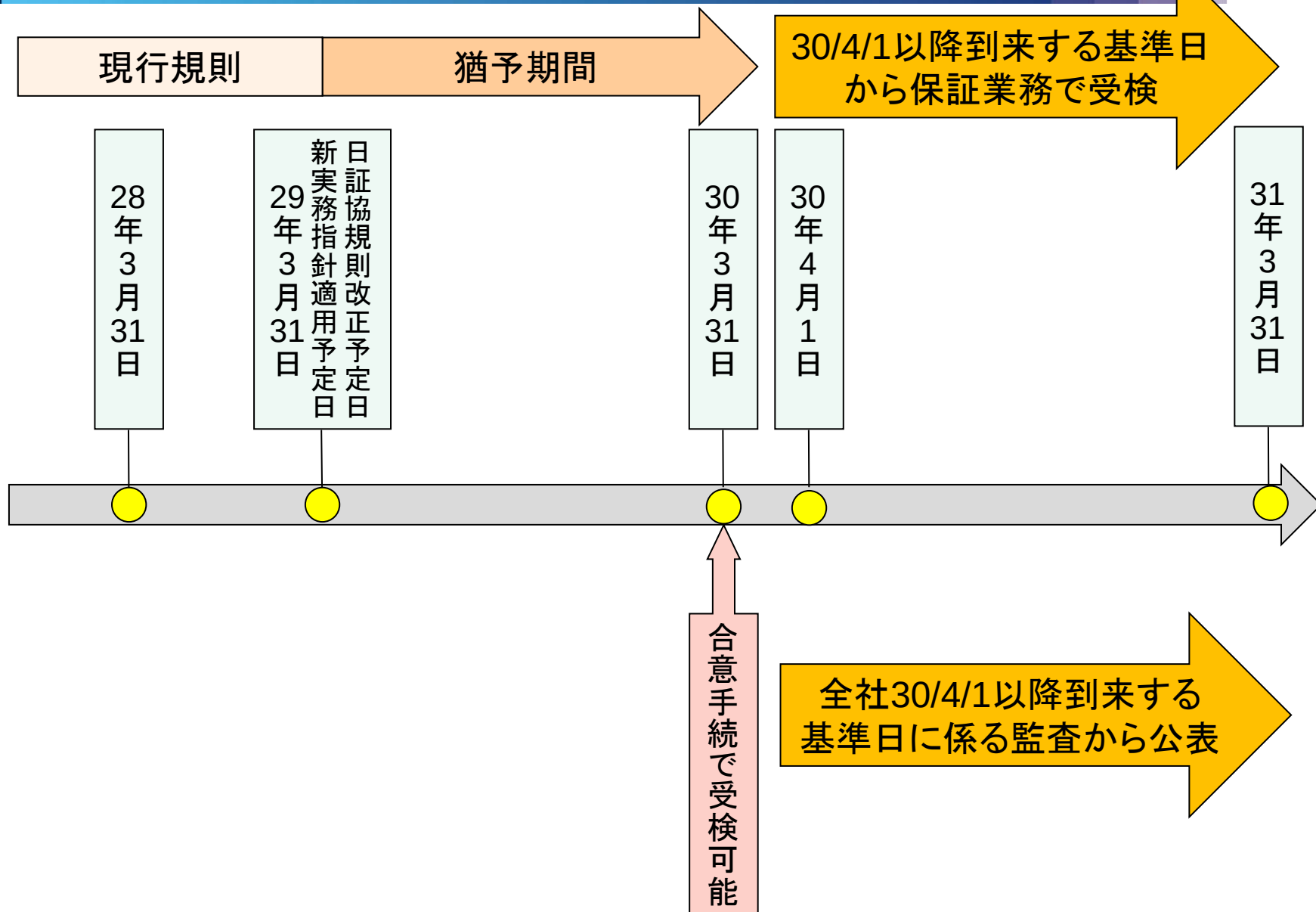
この手続の実施の結果、私たちは、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

重要な後発事象

〇〇株式会社は、平成×年×月×日付で〇〇株式会社を存続会社とし□□株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

以 上

猶予期間及び公表開始について



「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受けた『顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則』の一部改正について」に対するパブリック・コメントの結果について

平成 28 年 7 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、顧客資産の分別管理に関する外部監査のあり方についての議論の取りまとめを受けた「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について、平成 28 年 6 月 10 日から 6 月 30 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（2 件 2 法人）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意 見	考え方
1	第 2 条第 1 項第 6 号	「基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容」とありますが、「重要な影響を与える事象」を具体的にご教示ください。また、その「重要な影響」のレベルは金額的に或いは質的にどの程度のものを想定されているのかご教示ください。	個別事例毎に判断されるべきものであると考えますが、例えば、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」付表 2 「開示後発事象の開示内容の例示」に掲げる事象のほか、①顧客分別金の信託不足や②有価証券の分別管理が行われていないといった法令非遵守も該当します。なお、基準日後、経営者報告書提出日までの間の法令非遵守に該当しない計算誤りや事務手続上のミス（例えば、顧客分別金信託は必要額を充足しているものの計算誤りや事務手続上のミスが発見された場合）については経営者報告書に記載する必要はありません。

項番	該当箇所	意 見	考え方
2	第2条第2項	意見：「会員は…(中略)…法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続きを行わなければならない」とありますが、当該手続きにおける具体的な方法、チェック項目、担当部署などについて御協会にて想定されている内容をご教示頂けますでしょうか。 理由：御協会にて想定されている具体的な手順等をパブリック・コメントへの回答またはQ&A等の形でお示し頂ければ、社内での準備・対応が円滑になりますし、会員各社でも一貫性のある対応が可能となると思われます。	会員は法令を遵守して分別管理を行う義務があり、かつ、分別管理の状況について、「規則」の定めるところにより、毎年1回以上定期的に公認会計士等の監査を受けることが金商法で義務づけられております。この公認会計士等の監査を受けるためには、経営者報告書を作成する必要があります。 経営者報告書は会員が定期的に公認会計士等の監査を受けるために、監査対象基準日における自社の分別管理に係る法令遵守の状況について経営者が意見を表明するものです。 つまり、経営者報告書で経営者が意見を表明するために、監査対象基準日において、法令の求めに応じて顧客分別金を信託するとともに顧客有価証券を分別して管理していたか、あるいは分別管理の法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用していたかについて、これらを確かめるため、自社の実情に応じた手続（社内検査等）により点検を行うこととなります。その方法としては、例えば、以下の方法が考えられます。 (1) これまで分別管理に関する合意手続業務（以下「合意手続」といいます。）を受検している会員や新たに分別管理監査を受検することとなる会員 これまで合意手続を受検する際に活用していた「分別管理に係る調査表」、「顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント」（（平成26年5月

項番	該当箇所	意 見	考え方
			30 日付会員通知（日証協（監 2）26 第 4 号参照）及び「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」（改訂版）（平成 26 年 4 月 22 日付会員通知（日証協（自）26 第 24 号参照）を参考に、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続（社内検査等）を行うといった対応が考えられます。 (2) これまで検証業務を受検している会員 従来、検証業務を受検する際、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』（以下「現実務指針」といいます。）に定めるところにより行っていた確認手続と基本的に同様の手続を行うことで差し支えありません。

以 上